受益者負担金減免基準

別表第２（第１２条関係）

関係条項	減免の対象	減免率
条例第８条第２項第１号	国又は地方公共団体が次に掲げる用に供し、又は供することを予定している土地	
	⑴　学校用及び幼稚園用	７５パーセント
	⑵　社会福祉施設用	７５パーセント
	⑶　警察法務収容施設用	７５パーセント
	⑷　一般庁舎用地並びに図書館、公民館、体育施設用及びこれに準ずるもの	５０パーセント
	⑸　病院及び診療施設用	２５パーセント
	⑹　有料の公務員宿舎用	２５パーセント
条例第８条第２号	国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地	２５パーセント
条例第８条第３号	国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地	１００パーセント
条例第８条第４号	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者	１００パーセント
条例第８条第５号	事業のために土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者の所有する土地	１００パーセント
条例第８条第６号	宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条に規定する団体が所有する境内地（本来の目的に供しない土地を除く。）その他これに準ずる土地	５０パーセント
	墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号）による墓地又は納骨堂の敷地（本来の目的に供しない土地を除く。）	１００パーセント

	民営鉄道会社が次に掲げる用に供する土地（本来の目的に供しない土地を除く。） ⑴　踏切及び駅前広場 ⑵　軌道用地及び駅舎その他構内地（職員宿舎用地及び高架下用地を除く。）	１００パーセント ２５パーセント
	社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条に規定する事業で、同法第２２条の社会福祉法人が経営する施設に係る土地（管理者、職員等の住居に使用する用地を除く。）	７５パーセント
	学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校のうち私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）第３条に規定する学校法人が設置するもので教育の目的に直接供している土地（管理者、職員等の住居に使用する建物の用地を除く。）	７５パーセント
	自治会等が所有し、又は使用する集会場の敷地	１００パーセント
	公共性があると認められる私道	１００パーセント
	その他管理者が減免する必要があると認める土地	管理者が別に定める率